

No.

多摩美術大学特別調査委員会報告書

昭和
年
月
日

多摩美術大学

目次

序 委員会の設置及び調査対象

第一部 調査項目の年譜

- 一の一 昭和四十八年度多摩美術大学入学手続に関連する事項 7
- 一の二 昭和四十九年の学長選挙に関連する事項 13
- 一の三 昭和五十年に開催された査問委員会に関連する事項 22

第二部 調査項目各事項に対する考察

- 二の一 昭和四十八年度多摩美術大学入学手続に関連する事項 36
- 二の二 昭和四十九年の学長選挙に関連する事項 50
- 二の三 昭和五十年に開催された査問委員会に関連する事項 53

第三部 調査事項に対する総合見解

- 三の一 昭和四十八年度多摩美術大学の標上入学許可について 64
- 三の二 昭和四十九年の学長選挙前後の経緯について 69

昭和 年 月 日

多摩美術大学

三の三	昭和五十一年の査問委員会開催経緯とその答申について	76
三の四	昭和五十一年の査問委員会開催手続について	85
結び		95

序

委員会の設置及び調査対象

(本委員会の設置)

本、特別調査委員会は多摩美術大学教授会の要請により、上記調査対象の実相を解明するために設置された。(調査対象の概略)

昭和五十年二月十三日、多摩美術大学を受験する者の父兄と称する人よりの投書に端を発し、故村田晴彦理事長が依頼した委員により、ついで横城さんら査問委員会の答申から、村田理事長は当時の学長直下信一氏および教務部長山脇国利氏を解職、解任する解命を発令し、告示をなす事態にまで発展した。

これに対し、斎藤彰爾、大西憲治郎、岡田孝平、山脇国利、高橋満寿男、直下信一の六氏は理事長等職務執行停止および代行者選任の仮処分命令と、直下、山脇の両氏は右の解職、解任

昭和 年 月 日

多摩美術大学

は無効であること地位保全の仮処分命令を東京地裁裁判所に申請した。

この結果、村田理事長は学校法人多摩美術大学と共に答申書を東京地裁に提出し、債権者の申請を却下する裁判を求めたが、この裁判の審判中、裁判官は和解を勧告し、双方の弁護士がこれを受諾した。

この和解条項にも成立した和解により、村田直下、山脇の三氏は元の地位にあることは確認されたが、内藤頼博氏が理事長に推され、学長代行も兼任されたことになり、村田晴彦氏は任期満了により理事長、理事、評議員を退職し、直下信一氏は学長の、山脇国利氏は教務部長の各職を退き、三氏共にこれも将来これ元の地位、職に就任しないことになった。

これによって訴訟対象となした直接の問題は終末を見たが、一応投書から査問委員会が調査し審議した結果、直下信一学長

が不正入学を認め、黙認し、山脇國利教務部長は不正入学に直接
関与した理由によつて「多摩美術大学教職員任免規則第十八条
や五号に該当する」という答申決議は残つた。しかもこの答申書は
その日取後の「なお不正入学について更に説明を付けざるべく全員の一致の
意見をもつて承了した」と附記として、その調査の完全正さに
つては、「日だけの審議故に不安を懐いたような表現がなされること
事実、不正入学が行はれたとする結論にはその行はれた理由の解明が
なされていなかた。

(調査項目)

- 一、昭和四十八年度多摩美術大学入学手続に關連する事項。
- 二、昭和四十九年の学長選挙に關連する事項。
- 三、昭和五十年に開催された査問委員会に關連する事項。

昭和 年 月 日

多摩美術大学

第一部 調査項目の年譜

- 一、一 昭和四十八年度多摩美術大学入学手続に關連する事項

年月日	関連事項の概要	関係資料
1014829	入試の学科試験日。上野毛校舎の本館、教授控室において 村田理事長は大西教授、古田助教、おまじ、神谷講師の三者 と会話を交わし、その席上、村田理事長は古田元次郎君を 無条件で合格させると確約した。	証101
1024822	デザイン科グラデュエーション専攻入試判定資料作成会議の休 憩心時、村田理事長の使者は山脇教務部長を訪ね、古田 助教、令息の氏名と受験番号を示して合格取計の方を 依頼した。山脇教務部長は右の件を直つて下学長に報告 し調査の結果は既に審議において不合格が決定済みとな り、真下学長は之を拒否し、村田理事長の願いはこの時は	証102、01

No.

No.

103	48	24	取り上げられなかった。 入試判定会議において入試判定原案作成会議の判定通り、合格者の名および補欠一八八名を承認した。但し補欠の内、一〇名は採算上は合格圏内にあるが寄付金の申込なく、原案では不合格となるも寄付金申込の欠如のみでは不合格と決定し難いとして、この一〇名が一八八名の補欠に含まれていると説明あり、全員これを了承した。 又、古田助教は元次郎君が不合格で補欠にも含まれていないことを確認した。	証一〇三
104	48	27	古田元次郎君は多摩美術学園に願書を提出し受験手続きをした。古田元次郎君は多摩美術学園の入学試験を受けた。 古田元次郎君は多摩美術学園の入学試験に合格した。 多摩美術大学合格者入学手続き締切日。	訴訟記録

昭和 年 月 日 多摩美術大学

105	48	36	古田元次郎君は多摩美術学園に入学手続きを済ませた。 多摩美術大学は補欠より合格への繰上げ作業が開始された。 村田理事長の教授会、理事会を全く無視した独断専行のもとでは学長としてその責任を全うすることができないとして、公営化を理事長に要望した。直下学長は、大学学業事務であるべき昭和十八年度の入試に際し村田理事長が干渉するに至ったので、これをと断念し、ひそかに岡田常務理事にその旨を表明した。 これを伝えた山脇教務部長は学長が辞意を表明すれば、学長補佐の任にあるものとして、同時に辞意を表明せざるを得ないと岡田常務理事に伝えた。	証一〇五。01 証一〇五。02 証一〇五。03 訴訟記録
106	48	9	岡田常務理事は古の事態を憂慮し直下学長と村田理事長の間を斡旋して、学長の辞意を慰留することを	証一〇六 証一〇五。01

48 3 3/1	<p>両氏の間に取交す。大学の公費化に協力して奴力する旨の六項目に亘る誓約と、村田理事長はその兼任する事務局長を三月末日に退職する旨を明記した誓約書を作成して、両氏の同意を得、学長は辞意を撤回した。</p>	証一〇五。〇二
48 3 3/1	<p>右の誓約書に基き、村田理事長は事務局長の職を退任した。岡田常務理事と山脇理事は理事長定に村田理事長を請ひ、昭和四十八年度入試の結果を報告し、合格者および補欠候補者から入学辞退者が続出したこと、特に工学部専攻は定員参一〇七を五名も下廻る状況から、村田理事長よりかねてから要請のあった古田元次郎君と他二名計三名を不合格から採上入学許可するとの可否について村田理事長と相談した。</p>	証一〇七。〇一 証一〇七。〇二
No.	<p>更にこの採上入学許可はその手続上、直下学長の責任にありて行つた言及したが、村田理事長は自身が全責任をとる。</p>	

昭和 年 月 日 多摩美術大学

108 48 4 2/1	<p>学長等にはその責を負はせないから、直ちに入学手続をとらせらるまうと言明した。</p>	証一〇八
108 48 4 2/1	<p>山脇教務部長は前記採上入学許可者三名の合格通知発送を本教務課主任に依頼し、その日の内に合格通知書は発送された。</p>	証一〇二。〇一 訴訟記録
109 48 4 2/1	<p>嶋根学生課長は採上入学の件を川崎学生課長より聞き、山脇教務部長にこの件は教授会に諮るべきで、先ず各教科長に内諾を得る必要ありと進言し、教務部長も之に賛同して各教科長に内諾を得る電話をした。但しこの件記憶のある科長四名、右各教科長の内諾を得ず、山脇教務部長は名目上、帰宅中の直下学長に電話でこの採上入学許可の経緯を説明し各教科長の諒解を得たか、と承知したと願ひ内諾を得た。</p>	証一〇九。〇一 証一〇九。〇二 証一〇五。〇三
110 48 4 2/1	<p>古田助教は電話で本教務主任に元次郎君の合格通知は発送</p>	証一〇八 証一〇

No.

4846	古田元次郎君は多摩美術大学へ入学手続を完了した。	参二〇
4848	又五土回教授会において、山脇教務部長は昭和四十八年度の入学手続を完了した。既に各教科長の了承を得たと前置きし、合格者および補欠候補者の中から入学辞退者が続出し、特にクラフツ専攻は定員に満たず、この厚に本学教員の子羊を念む教員に繰上入学許可を与えた旨の説明をした上、この事後了解を求めた結果、教授会はこれを黙認のかたむ承認した。	証二二の35 参二一 証二二の〇
	同日、古田元次郎君は多摩美術学園と退学届を提出した。	

二〇一

No.

年月日	48年末	関係資料
一。二	昭和四十九年の学長選挙に関連する事項。	
	関連事項の概要	
	三月に村田理事長と直下学長との間に確約書が取交わされた後も、村田理事長の行動は事務局長職を退いたのみで、確約を実行してないとして理事会で問題となるも、逆に理事長は直下学長の任期が昭和四十九年四月に終るとして、学長選挙の実施を発言した。	
	右の理事長発言による学長選挙実施の是非について理事会で論議中に、村田理事長は事務局長という職員としての資格から評議員に選ばれる、評議員の互選から理事として選出される、理事人において理事長の資格を得ている故事務局長の職を停免し退任は当然の資格問題に触れることとなった。	訴訟記録

二〇二	49	19	<p>第六十一回教授会において、学長選挙を実施す可き に就いて検討されしが結論は得られなかつた。</p>	
二〇三	49	218	<p>近く学長改選を行う旨の通達がなされた。</p>	
二〇四	49	220	<p>「多摩美術大学学則」と則らぬ直下信一氏の昭和四十九年度 (四月一日以後)の多摩美術大学学長就任にも留任に對しても私達 は同意した「まかせん」といふ多摩美術大学 科教授会 の発表がなされた。</p>	参二〇四
二〇五	49	3初旬	<p>村田理事長は、学長・教務部長、秘書室長の辞任方法に就いて参二〇五 号護士(竹内、山田、鈴木、吉川の四氏)に相談したが、四号護士は 幹施案を提出した。その幹施案、即ち学長選挙の実施と 村田理事長の退任を村田理事長は受諾した。</p>	
二〇六	49	38	<p>右の結果、学長選挙実施の可否が科長会議において諮られた。 参二〇五回教授会において、前述の号護士による幹施案の</p>	教授会記録
二〇七	49	417		

昭和 年 月 日

多摩美術大学

二〇八	49	422	<p>説明があり、これに對し、学長の任期は規定により明記されてない故 無任期と解釈するが、当然として学長選挙に反対する意見 が強く出たが、直下学長は「理事長が退陣するに交換条件 が提示されたのだから、選挙も止む無し」と自から発言した。この 結果、学長選挙の実施を教授会は承諾し、その選挙に関する スケジュールと学長後任が決定するまでは現学長が職務を執行することを決定した。</p>	
	49	422	<p>村田理事長が招集した評議員会において、学長選挙に先んじて 各科で選出した各科科長候補者と各科新科長として 承認した。又、この評議員会において、先の教授会で決定した学長 選挙日程については何等異議の申すてはなかつた。</p>	
			<p>この日、午後開かれた教授会において、来月二十六日に行はれる学長 候補者選挙の選挙人はその前日二十五日まで、各科二名 を各科にて選出することを決定した。</p>	教授会記録

No.

二〇九

49 4 26

前日選出された選挙人による学長選挙人会は何等支障なく、直下信一教授を学長候補者に選出した。

二〇

49 4 30

如何なる理由で延期されるのか不明であったが、二十六日に選出された

参二〇。〇一

学長候補者の同意につき漸く評議員会が開かれた。その冒頭、村田理事長は「本年六月末、八王子校舎の図書館が完成と同時に理事長を辞任し、以後は名誉理事長となると表明した。直後、理事長は、評議員有志より今回の学長候補者選挙は選挙事務に八か条にわたり異議申立てがあつたとして、その各項目を早急に読み上げ、この八か条を検討する為の議案審議の一時中止の提案をした。これに対し、山脇評議員より議案審議の一時中止の提案をした。これに対し、山脇評議員より議案審議の一時中止の提案をした。村田理事長より「本学には黒い霧がある」と

No.

二一一

49 4 30

と云つた内容の不明の発言があつた。

評議員会流会後、午後二時、理事会が上記の議案で開催された。

評議記録

一、学長候補者承認可否の件。
 二、昭和四十九年度予算編成方針に関する件。
 議案一は村田議長より事前に開かれた評議員会は審議打ちとされた。理事会もこの審議は行はないと発言があり、全員これを承認した。議案二は各理事討議の結果、近日中止改めて審議することとし、これを承認した。
 この直後、「議案一に関する緊急動議が山脇理事長より提出された。即ち既に教授会に提出された承認した。新学長確定を前任学長が学長職務を執行する」という決議を理事会でも承認す。やがての審議要求があつた。然し、村田議長は村田理事長に代表権がある。故、前任学長の学長職務執行は

No.

No.	<p>認めないと発言した。これに対して、山脇理事は、理事長には代表権があるが決定権はないよと審議は行わねばとあると発言し、大西、斎藤、高橋の三理事も山脇理事の意見に賛成した。村田議長は議事打切りを宣言して退場した。続いて塩山理事も退場した。</p> <p>山脇、大西、斎藤、高橋、岡田の五理事は村田理事長が議長の権限を放棄したと見なして、互選により大西理事を仮議長とす。理事会は六十五回教授会決定の新学長決定まで前任学長が学長職務を行なうことを確認した。</p> <p>以後、学長候補者の同意について、評議員会の開催要求が、理事長に提出されたが、開催しない。この件は未審議のままに終わった。又、この件に対処する理事会開催要求も認められず、未開催に終わった。</p>
-----	--

No.	<p>二一四 49 5 6 教授会有志より臨時教授会に直下信一氏は四月二十五日限り学長にはなく、又教授会の召集権もないと通告があった。</p> <p>二一三 49 6 7 塩山惇臣理事より斎藤彰爾理事に合見の申込があった。証三一三</p> <p>新町京王のミヤコ茶店にて午後三時頃合談し、その席上塩山理事は、胃三百の評議員会で村田理事長より言及された(黒い靴)とは直下学長および山脇教務部長の不心入学許可についてであると発言し、その他学内問題について雑談した。</p> <p>二一四 49 6 30 八重子の新図書館は完成せず、評議員会で表明された村田理事長の退任も実現をみなかった。</p> <p>二一五 49 8 23 塩山理事より斎藤理事に再度、会合の依頼あり、新沼三越証二一三裏の喫茶店で会談し、塩山理事は「六月七日の会合で話題とならなかった入学は直下学長と山脇教務部長の責任である」と言明した。その他学内の諸氏について話題があった。</p>
-----	---

二一六 49 8 31 八王子の新図書館は完成した。村田理事長退任の動きはみられなかった。

二一七 49 11 29 村田理事長より、理事評議員おまか専任教員宛に真下信一氏参二一九〇一の多摩美術大学に就任した経緯という書状が送られた。

二一八 49 12 初旬 岡田常務理事は四月の学長選挙以来、正常化される事態参二〇五を憂慮して、村田理事長と協議の結果、参議を内藤氏おまか日本育英会理事村山氏と調停人と依頼し、調停に入ると村田理事長の初志は固く、調停は不能に終わった。

二一九 49 12 25 山脇教務部長は12月21日の臨時教授会決定に基づき、村田参二一九〇一理事長より公表された「真下信一氏の多摩美術大学に就任した参二一九〇一経緯」おまか4月30日の評議員会で理事長が読み上げた「学長参二一九〇二候補者選挙について異議の申立」が慚く公用されたのでこれに対して、反論と学長選挙の経緯おまか村田理事長の答

信行爲について発表し、同文を村田理事長に送った。

二二〇 50 1 8 昨年四月三日、評議員会で言明された村田理事長の退任訴訟記録は六月三十日以降新図書館完成後も実現せず、その気配さえ全く見せない。その理由無しとして、五名の理事は村田晴彦氏を理事ならぬに理事長の資格を既に喪失しているという確認書を作り村田理事長に伝達した。

二二一 50 1 31 前記五名の理事は村田理事長が理事会に諮ることを拒断訴訟記録で行った行爲について、その経費を本法人の経理より支出することを承認し得ないという確認書を作成し村田理事長に伝達した。又、この五名の理事によって、理事会招集請求書が同時に村田理事長に提出された。

No.

No.

一、三 昭和五十一年に開催された査問委員会に関連する事項
 関係資料

三〇一	50-13	年自白	「昭和四十八年度の入学手続きに作爲的な不正が行はれた、納得のゆく公的な処置を見守る、その処置の如何によつては新聞紙よを通いて社会の世論に訴ふる覚悟がある」と言う内容の投書が受験生の父兄と稱する飛出人によつて村田理事長に送られて来た。	証三〇一、〇七
三〇二	50-13夜		同時に、そのころ一が本学の教員の理事おまが祐乗材科長に送付された。	
三〇三	50-14		村田理事長は右の投書内容について、直に相調査を藤谷部長と江尻教授、オニ課長に命じた。	証三〇二、〇一
			右の命を受け、藤谷部長と江尻教授、オニ課長は金子に保管されてる入試関係資料と、上野毛の学内。	証三〇二、〇二

昭和 年 月 日 多摩美術大学

大学附近の喫茶店におき、村田理事長まで、調査し、その結果を村田理事長に報告した。

三〇四	50-14夜		村田理事長より、使者によつて査問委員の依頼書をおき、査問委員会への出席要請書が高田忠教授、高橋満寿田教授、瀬島好正教授、奥野健男教授、平野拓夫教授、塩山惇臣、証三〇四、〇七	証三〇四、〇一
三〇五	50-15		助教 田中昇助教、藤谷宣人部長、山城一勝部長の九氏に届けられた。(但し、吉朝、受取られた委員も含まれる)	
			午前七時、査問委員会には、丸島美術館講堂において開かれ、午後証三〇四、〇二	
			審議が進行した。但し、高橋満寿男教授はこの委員会には出席しなかつた。	
			右の審議中、査問委員会委員長高田忠教授より、査問委員会へ出向の要請書が使者、川崎学生課長によつて証三〇五、〇一	査問委員会 答申書
			直下学長、山脇教授部長、祐乗材科長、嶋根学課長	証三〇五、〇二

No.

の四氏へ届けられた。

証一〇五。〇三

但し、川崎校長の言によれば、真下学長および祐乘技師長は午後三時には学内に不在であった。又、山脇教授部長および嶋根学長は、理事長は査問委員会への出席を拒否した。

三〇六

会 右の査問委員会開催の開催を知らぬ者の理事は、村田理事長に、証三〇六の記録

「査問委員会」の設置について。二、理事長の身入について。三、理事会の承認を得た重要な事項に関する経費について。を議題とする。理事會招集請求書も提出した。

三〇七

会 午後五時頃、査問委員会は審議を終了した。その結果、高田 参三〇七

未審校長は、真下学長が不正入学をえて認め、山脇教授部長は不正入学に直接関与した理由により解任に該当する旨の答申建議とその審議メモの整理を午後九時に完了し、

村田理事長の要求があつて、同日午後十時過ぎ、高田委員長

No.

は、村田理事長に委員会開催の決議と審議内容を報告した。

但し、この夜、一式の答申書は提出されなかった。

証三〇四。〇一

三〇八

会 村田理事長は高田委員長に報告を受け、直ちに真下 証三〇八の記録

学長および山脇教授部長へ解任、解職の辞令を深夜使者によつて届けた。但し、解任解職の理由は示されなかった。

三〇九

午前中、高田委員長は高木助教を古田助教教授のもとへ 証三〇九。〇一

派遣し、古田元次郎君の入学當時の事情を聴取し、その結果の報告を高木助教より、大西教授、高田委員長及び

平野委員長の三氏立会にて聞き、高田委員長は前日の査問委員会における調査内容と一致すると確信し、一式の答申書

を書く決心をした。但し、瀬島教授は審議の疑義ありと答申書に捺印せず。 証三〇九。〇四

三一〇

会 併し、この朝七時半頃、土野を本館の教授控室に大学名にする。

真下学長および山脇教授部長を解任する緊急告示が

かき入れ、附記として入試本部長代行と教務第一課長森信氏とすると発表された。

重要学事の入試中に教授会の預り知事、斯様な告示があるとは祐乗教授の強い要請もあつて、大西教授と高橋教授は前記告示の撤回と村田理事長に求めたが、理事長は告示を否認し、査問委員会が開かれたことは承知といふが、査問委員会と任命とを覚えはないと回答した。

三二一 会、又前日の理事会招集請求に対し、村田理事長は、理事会招集の議題とするべき事柄が見当らぬといふと、理事会招集は当分の見送りと回答した。

三二二 会、午後五人の理事は緊急に集合し、直下学長と山脇教務部長に對し、解任解職の告示は無効であること、及び村田晴孝氏の理事、理事長としての資格喪失を確認し、これを教授室に公示した。

昭和 年 月 日 多摩美術大学

三二五 50 2 17 高橋晴孝男教授は高田委員長に前日の解任告示につき事情聴取したが、この告示は誰が出させたか不明との返答があり、又十五日の査問委員会を構成した委員の氏名公表は拒否された。

右の結果、解任告示の提示者不明といふこと、大西高橋両教授はこの告示を撤去させた。

この日、直下学長山脇教務部長は連名で、村田理事長(内容証明により、兩名への解任、解職命令は無効として通告し、更に五名の理事は、教授控室に直下、山脇両氏の解任、解職の告示は無効であるといふ告示をしたが、夜、撤去された。

三二四 50 2 18 五名の理事は前日撤去した解任解職無効の公示を再び掲示した。

三二六 50 2 20 八王子校舎に保管してある過去四年間の入試判定資料はその保管場所に無いのを嶋根学事課長は確認した。

三二六 会、高田中心理事より大西高橋両理事へ村田晴孝氏の署名 参三二六

で私印の押さした「賞え書」が手渡された。

その概要は

一着藤彰爾理事を学長代行等。

一高田大倉・高橋の三理事を規則改定委員に任命す。

一規則改定の完了後、学長選挙を行う。

一新学長就任次第、理事長村田晴彦氏を引退す。

一、村田晴彦氏は理事長引退後、終身会長に就任することを

大学が要請す。

一理事長職引退時に村田晴彦氏に特別退職金を又、会長
に對する年金を支給されること。

一右の事項のみを審議す。評議員会および理事会を直ちに
招集す。

三二七

No. 50221

前記村田晴彦氏の「賞え書」について検討すべく五名の理事は

集會した。直下、山脇両氏の地位復元が先決であると確認

昭和 年 月 日

多摩美術大学

三一八

No. 50223

し、直下、山脇両氏の地位復元と村田氏の理事長職務執行停止
代行者選任の優処を東京地裁に求めることを決定した。

は、山脇教授は解任した理事の資格を失ったとして、後任に多摩

カ 62

美術学園長、松本良氏を理事に選任した。

三一九

No. 50225

一〇日前一五日に三議題を提示し理事会招集請求を

訴訟記録

村田理事長に提出した五名の理事は、重要且つ緊急
な議題があるにも拘わらず、前述の如く議題とすん事項

が見当らないとして理事会招集を見送ると一文的に村田

理事長の回答に、この五名の理事によって理事会を開いた。

即ち、村田・高田・塩山の三理事は缺席したが、使者を遣わして

この会に松本理事就任の通知が届けられた。

この理事会において、直下学長、山脇教務部長の地位復元と

三三〇 50227

村田氏の理事長等職務執行停止等の仮処分を提訴が決定され、弁護士を通じて東京地方裁判所へこの旨申請した。
 午前八時頃上野毛学内に村田理事長名による「旨の掲示がなされた。が事務局長に就任し同時に学長代行となる」旨の掲示がなされた。
 旨の掲示を知った各科科長は急遽科長会議を開き高田科長も同席の上討論の結果、入試原案作成会議は従前通り、直下学長と議長とを決定した。
 この結果、この日の入試原案作成会議は定刻より遅く午後一時半より直下学長を議長として開かれ審議を終了した。

三三一

50228

前日に引き続きこの日の入試原案作成会議も直下学長を議長と議長として審議を終了した。
 午後一時、東京地方裁判所におき、二五日に申請した前記仮処分について審議が行われた。その席上、裁判官から入試業務について

No.

三三二

5031

調停案が示され、両方の弁護士の同意を得て、これに基づく協定書が作成された。その大要は三月一日の入試判定会議および合格発表に關して、
 一、先に告げられた入試本部長代行、森教務課長は出席しない。
 二、入試判定会議の主宰者は判定会議で決める。
 三、高田、直下、山脇は教授として入試判定会議に出席する。
 四、合格の発表及び通知は「多摩美術大学」として行い、理事長名、学長名は使わないこと。
 昭和五十年度入試判定会議は審議に先立ち、前述の協定書に基き、教授会記録
 早川教授が推されて仮議長となり、議長の出選に入った。議長候補の
 中、一は直下教授、二は高田教授、三は提案の中立者であり、
 一は、二は、三は、多数の賛成を得て、判定会議は直下議長の
 もとで行はれた。

No.

三三三

旨の旨、早朝、直下、山脇両氏の解任、解職および高田教授を

三二四 50 3 5

事務局長兼学長代行より揚玉は事務職員による撤去した。昭和四十九年度卒業判定会議は三月一日この会議のため作られた東京地裁での協定書に基き、互選により直下教授が議長となり審議を進められた。

教授会記録

続いて開かれた臨時教授会において二月一日は理事長名による直下山脇西氏に対する解任、解職の辞令は認められないと賛成多数により決議された。

又この席上、行先不明であった教授会記録は江尻教授が三課長の村田理事長の命令により学外に持ち出し保管し、その事が判明した。

三二五 50 3 7

二月二五日、東京地裁に提出された印刷複製処分申請に対する答弁書が債務者(学校法人多摩美術大学、外一名)の代理人(七名の弁護士)により東京地裁に提出されたが、裁判官はこれに簡単に眼を通したため、和解を勧告した結果、双方の

参三二五

No.

昭和 年 月 日 多摩美術大学

三二六 50 3 9

弁護士はこの勧告を受諾した。右の和解勧告を受諾したにも拘わらず、村田理事長は全理事参三二六改選を議題とする評議員会を十三日に多摩美術学園で開き招集通知を各評議員に郵送した。

参三二六

三二七 50 3 11

債権者代理の弁護士が、右の村田理事長の動きを知り東京地裁に、和解勧告を受諾後に招集通知が不当な評議員会の中止に勧告を求め結果、裁判官は債務者代理の弁護士に評議員会の中止を強く要請した。

参三二七

この席上、債権者代理の弁護士から和解案が提示されたが、この案は村田理事長の退任期日や直下山脇西氏に対する退職金の明示がなく、裁判官はこの明示を指示した。

三二八 50 3 12

昭和五十年度大学院入試判定会議および昭和四十九年度美術学部進級判定会議が行われた後、又刻時教授会が開かれた。

教授会記録

No.	<p>大学院修了式、学部卒業式は直下学長名で行うことと決定し、終了証書、卒業証書は直下学長名で製作することになった。</p> <p>三月二十五、二十六、二十七日と東京地裁において、双方から提出された和解案が検討される結果、この日和解条件が成立した。</p> <p>大学院修了式、学部卒業式はともにも学長告示は早山教授が代読も無事終了した。</p>	参三二九
三三九	<p>50 3 20</p>	
三三〇	<p>50 3 22-23</p> <p>上野図書館会議室において午後一時臨時教授会が直下学長を議長として開かれ、山脇教授部長より二十日成立した和解条件の説明、直下学長より和解にたいした理由の説明、岡田常務理事より和解に至る経過の説明があり、之を了承して和解の受入れは止むを得ずとの結論を合意し承認した。</p> <p>又この和解条件による、直下信一教授の学長辞職、山脇国利</p>	教授会記録
三三一	<p>50 3 25</p>	

No.	<p>教授の教務部長辞職および内藤頼博氏の学長代行就任を合意し承認した。</p> <p>評議員会および理事会において、直下信一教授は学長の山脇国利教授は教務部長の職をその日退き、村田晴彦氏は退任し、内藤頼博氏の理事長および学長代行就任すること承認された。</p>	
三三二	<p>50 3 28</p>	
三三三	<p>50 4 9</p> <p>中七十三回教授会において二月十五日の査問委員会を調査する委員会設置が全員によりて承認された。</p>	教授会記録
三三四	<p>50 5 14</p> <p>中七十四回教授会において内藤議長より前記調査委員会の構成について、時間的余裕を設けられ、之を合意し承認した。</p>	教授会記録
三三五	<p>50 12 10</p> <p>中七十九回教授会において、内藤学長代行より調査委員会委員の委嘱を土野・高橋・田中の三教授として認められたいと発言あり、全員之を了承した。</p>	教授会記録

第二部 調査項目各事項に対する考察

本特別調査委員会が前章で採り上げた、調査項目に関連する各事項について、まことその事実関係を考察する。

二の一 昭和十八年度多摩美術大学入学手続に関連する事項

一〇一 (4829) について、

① この四者の会話は公開の場、即ち入試日の教授控室において行われた。

② 問題となる古田元次郎君の受験について「教員自身であるから入試には無条件合格させようか」「女んせよ」と発言した言はれ、村田理事長は故人とならぬが、「この発言を三者が聞きた」と確認している。

③ 知れ古田助教は「又、この事は帰宅後君の子息にも申し渡して女んせよ」と言うこと、村田理事長の発言を、帰宅後家人にも本人にも申し渡したと言はれている。

多摩美術大学

2. ① おまゝ ② かく推してこの会話は事実と判断する。即ち現時点でこの会話が内容に依る事は事実を公表する目的以外には当事者にとって大変苦痛を伴うかと思われる。③ ④ からは、大学と法人を一手に掌握して村田理事長の絶大な自信が窺われると共に、これは理性を失った発言の如く思われる。即ち古田助教は、村田理事長の自信に満ちた発言にもかかわらず、その発言内容を不穏当と感じたのか、家人にも元次郎君にも伝えなかつた。

一〇二 (4822) について、

1. 村田理事長の使者として、山脇教授部長に古田元次郎君の合格取討いを依頼したのは、現山脇教授部長であったと現山脇教授部長は言はれるが、森議長は否定している。そこで西氏の外にこの会話の自撃者か証人として現山脇か他の事実が出口に限り、使者を森議長とは断定できない。但し、当時直下学長は会議の席上、山脇教授部長より村田理事長の使者森信氏が古田君の特別のはからい方の依頼に承諾したことを聞

かされ、そのはかばかさを拒否し、たと証言しつゝ。

3. よろそ当時、山脇教授部長は、この時より古田元次郎君の受験を承知し、首肯したことを、おまじ合格取計の依頼がある事は認める。

一〇三 (48 224) につて。

1. 本学に現在保管されている (秘) 昭和四年入学試験定額資料 NO. 61 には補欠一七八名とのみ記されているが、昭和五年三月七日、東京地裁に提出された債務者の答弁書に添付した前記資料 NO. 31 (当時本学に保管されていた資料と判断す) には、丁(1)、O(14)、S(1)、G(13)、A(1) の計 10 名が補欠として増加記入されている。

2. 右の 10 名中、入学したのは、丁(1)、O(12) の計 13 名である。但し判定原簿には、小も判定項目には (否) 印が押され、即ち不合格と見られるが、欄外に (入) 印を得て、即ち入学している。

3. 前 1. 項の問題と補欠 10 名の各自の総合点は各自が受験した科

昭和 年 月 日

多摩美術大学

の合格最低点を総べて上回っている。

4. よろそ右の十名は原案作成会議におき、寄付金申込の多から不合格の判定を得たが、入試判定会議におき、補欠に採上げられた十名と判明した。

5. しかし、2 項の問題と右の (否) 印と (入) 印の不合理な関係は、補欠と承認された後も訂正されず、(否) 印のまま放置されたのは、入試事務上の手落ちと判断する。但し、この手落ちが入試合格判定との誤りに発展しなかったのは奇事であった。

一〇四 田 (48 336) につて。

古田元次郎君が三月七日多摩美術学園に願書を提出し、その入学試験に合格し、三月二十日入学手続を済ませたのは、三月二十日には本大学の入学手続は締切られ、本大学への入学を村田理事長の言明にも拘わらず、この時点ではおぼや断念せしめざるを得なかったものと見よ。

一〇五 (48 336) につて。

この直下下学長の辞意表明は、村田理事長の教授会理事会

を全く無視した独断専行のもとはは学長の責任を全うするに及ばない
 としてその不常化を要望しては又先に理事長は文的に合格者の二割
 増を要求し又入試判定原案作成会議には特別な指示をするなどあった
 その結果であることが、最初と学長が辞意を伝えたる当時の常務理
 事岡田孝平氏より証言され直下、山脇兩教授の陳述と一致する。
 一〇六 (48392) についで。

直下学長の辞意を岡田常務理事が村田理事長に伝えたるこ
 理事長は「今辞めるとしては困る、是非其留任を懇請するよう」と言は
 れ、辞意の固い直下学長に岡田常務理事は山脇教務部長と共に
 数回に亘り翻意を促し、意見の交換の結果添付の六項目より
 なる確約書を作成した。先づ直下学長の同意を得てこれを
 村田理事長に提出し、直下学長は賛意を得捺印し、また理事長
 は言いはれしが、直下学長は取り書は口頭のみならず捺印の要求を

せむに、村田、直下の両氏はこの確約書の実行さし、意をあることをお互に
 確認し、直下学長は辞意を翻えたとの岡田孝平氏の証言は真実と判断す。
 然しこの六項目の確約書は主として、大学業務と法人業務の明確
 な分担による、教授会と理事会の協力を誓い合う旨の内の内容であつ
 たが、當時七十才であった村田理事長が兼任の事務局局長職を退くこと
 にせむのはこの職の停年が六十八才という制度によるもの、則の結果からあるにせよ、
 この確約書にこの退職の件を明記し、実現しなればならぬ事であった。
 結果的に見て、村田理事長をとり、直下学長との確執を増大させ、前記
 確約書の実行が無実となす原因を作つたように思はれる。

一〇七 (48391前後) についで。

1. この事項は昭和五十年二月二十五日、東京地方裁判所に提出された、理事長
 等職執行停止等仮処分命令申請書趣申にあつた、同年三月二日付
 の山脇國利教授による陳述書に表明されてゐることを調査の発端とする。

2. 右の陳述書には山脇教授が当時の岡田常務理事と合道し、村田理事長に相談した結果とあり、そこで本特別調査委員会は現在財団法人日本女子社会教育会常務理事の岡田寿平氏に当時の様子につき、陳述を求めたところ、山脇教授の陳述内容と合道であり、他方故人村田理事長の記言は直接入手不能だが、この特別入学許可の指示を責任をもって言明したものは村田理事長自身であると判断する。

3. 右の経緯を詳細に述べれば左記の如き事情となる。

1. 岡田常務理事は村田理事長より昭和四年年度の入学入員を三割増とすべしと要求を受けられたが、当時の大学施設状況から増加可能は精々一割と考え、この事から前以て補充人員を増加させようは、一〇三(4824)の項で判る如く寸名程度で足りた。

2. 然し、合格者の入学申請も終り、補充の合格に採上げても、全般に入学辞退者が多く、増量どころか特にクラシック専攻は定員を五名も下回ることとなった。

3. 右の結果を、岡田常務理事は山脇理事と同道し村田理事長に各種事務内容と共に報告し、その対策として村田理事長よりおぼてみる要望のあった古田元次郎君の採上げ入学についてその可否の意見を伺ったところ、村田理事長は速座に入学せよと言われ、そこでこの際更に二者の採上げ入学追加に同意を求めたところ、同時に入学させてよいと承諾した。

4. 前記採上げ入学追加の二名の内、一名は岡田常務理事の記憶では、本学として、多年文教予算獲得と特に私学振興のため建血力を得た国会議員の紹介と文部省関係者から推薦があった者が、他の一名は、この年(昭和四年)の受験には失敗したが、本学への入学に大変な動機を示し、次年度の入学を希望し、卒業後小島本学の職員に採用されたいと美術を修得する好環境が勉強したい旨、願い出があつて採上げ追加の候補者として山脇理事より採上げられた者であった。

V. 岡田・山脇の両氏は理事として、操上入学の可否とその候補者三名について村田理事長の意見を求めた結果は、同意から進んで、「学長と協議して、学長の責任に於て処理する」と言う山脇理事の発言に、理事長はその必要はない、自分が全責任をとる、学長等にはその責を負わせるまいから、直ちに入学の手続をとらせようといふ力強く明言されるまゝに至つた。

4. この事は、村田理事長が古田元次郎君の無条件合格を入試中に確約したと、同様に大学の法人業務と大学の学事業務について、その明確な責任分担の原則を無視する結果を招いた。

勿論、岡田・山脇両理事は、村田理事長と共に経営者の立場から、学人数の増加を願つて、理事長に増員処理の文法に於て意見を求めたことは解るが、前述の山脇理事の発言の如く、亦は飽くまでも理事長には意見を求めたのみであらう。学長と協議し、学長の責任に於て処理すること、は明確にして、山脇理事は、教務部長の立場で、この操上入学の手続に

昭和 年 月 日

多摩美術大学

踏切る前に、操上入学の可能性を本業の学事業務として先に固めるのが、女学であつたと信ずる。

但し、右の処理の結果は操上入学が実現したか否かは推測できない。

5. 昭和五十年二月十五日に岡田小左衛門夫妻の会には、証據として、女学を査問した委員が村田理事長に、昭和四十八年度入試不成立事件に關係したか否かを質問した結果、大略「今も教員の子弟の入学について便宜を計りたいと考える、教員に言したことはないが、具体的なものはない、不合格者の入学は断じて許さない、併し補欠師位決定においては多少の考慮は考へられる。……」と理事長が言はれたと口述記録があるが、村田理事長はその口述をする時、病気がちでしかも高齢であるから、記憶薄小から真実を消略する結果に至つたものと考へる。外に推理のしようがない。即ち、少なくとも前述の操上入学の指示は、不合格の取消しにより初めから入学が許されなかったことになつてゐる。

一〇八 (48.4.2頃) について。

この標上入学許可書三名の合格通知発送に關して、山脇教授と森教授才一課長の陳述は一致する。更に森課長は山脇教授に右の合格通知発送の依頼を受けた席上で、「少なくともこの件につき、科長会議にお掛けになされた方が宜敷いのではないか」と言つた発言をしたと述べている。

この陳述はこの標上入学許可の経緯を口頭で発言に外ならないと考える。一〇九 (48.4.2以後) について。

1. 山脇教授は各科科長に電話で標上入学の内諾を得たと陳述しているが、當時の八名の科長の中、この電話を受け承知した記憶にある科長四名で記憶のない科長二名、その様子を電話で受ける筈がないと言はれる科長一名の計七科長で、當時の油画科長は故人とならぬ証言は得られない。電話連絡の有無は當事者の記憶が一致と始めて確定する、即ち内諾を得た確証は

昭和 年 月 日

多摩美術大学

八科長中半数の四科長である。

2. 山脇教授部長が名古屋の直下学長に内諾を得た電話をした事は直下教授の陳述と一致する。

一一〇 (48.4.2以後) について。

この問合せ電話を受けた森課長の証言によれば、古田助教授は問合せかど又は記憶にないと言はれている。

一一一 (48.4.18) について。

1. この中五土回教授会の出席者四十名中この山脇教授部長による標上入学の説明と事後了解を求めたうち、教授会が承知した記憶の有無について調査した結果は、説明者の山脇教授と故郷地教授を除外し三十八名の内で、

一、記憶にある人。

十二名

二、説明を聞いたが承認したかどう記憶にない人。

一名

三、確たる記憶がないが、議題として提出された事と考える人。

一名

四、記憶がない人がいない

三名

五、教授会が承認した記憶がない人

二名

六、承認したとはないという人

一名

七、記憶にないという人

十三名

八、記憶がないという人があつたら反対したという人

その様な事実はありません。あり得る可能性もありません。

各一名

以上、その表現はいろいろだが、記憶にない経験の人が二十一名で、特に「承認した記憶が無い」と言はる人が数人おられるが、これは教授会でこの件に關して何も言わぬ人なく終つたと言はる人があつたら、即ち承認があつた筈である。知して、兎角この件の記憶者は十二名で、承認した記憶はないが説明を附したという人を合めれば十三名となる。ともあれこの件は印刷の如き説明があり、既認の形で認めらるると判断を要する。だがこの件は教授会記録に記載されてない。これはこの件の微妙な内容を合む故に削除されたと聞いている。併し仮令微妙であるとして記載されるべきであつたと思はれる。

昭和 年 月 日 多摩美術大学

2、古田元次郎君が多摩美術学園に退学志をこの日十八日付で提出されたことになつてゐるが、翌十九日に受理されてゐる。即ち教授会で本学への入学を認めらるる結果と思はれる。

二〇二 昭和四十九年の学長選挙に因連する事項

二〇一(48年末)から 二二一(50/31)までについて。

右各項の概要は主として東京地裁裁判所昭和五〇年(田)ヤ二〇〇五号事件(理事長等職務執行停止等処分命令申請及び教授、学長理事等の地位保全処分命令申請に因する訴訟)における債権者及び債務者の陳述から要約して、昭和四十九年の学長選挙に因連する事項として年譜に構成した。

この以節の各事項は直接には、以前述の控上入学許可の件と後述の査問委員会との関係の件と係りあはるが、上記の二件の間隙を埋めるものとして、要約ながら一応掲載せざるを得なかつた。

そこで二〇二項より二二二項まで二二二項の内、控上入学許可と査問委員との二件と何等かのあたかも関係ありと思はれる事項についてのみこの以節では採り上げることにす。

昭和 年 月 日

多摩美術大学

二一〇 (49.4.30) について

この日開かれた評議委員会には評議委員有志の異議申立から議案審議の一時中止の提案となり流会となったが、村田理事長は前月初旬四弁護士の斡旋案を受諾した通り、六月末に退任の意志を自ら表明された。たゞその交換条件となつた学長選挙の実施は理事長の意向通りの結果を見られず、大変に不本意であつたと思はれる。

この評議委員有志による異議申立は、席上評議委員有志の確認があり、村田理事長および塩山評議委員の両氏のみによる確認されたこと、又学長選挙の実施直後に開かれる評議委員会が、何等の説明なしに、この三十日まで延期されたことを考え合せれば、村田理事長の苦悩が推察できる。

その結果であると後から考えられるが、村田理事長は「本学には悪い影響がある」という、この時までは全く必要のない内容不明の発言。

さす。二とす。ま。

二一三(49.6.7)について。

四月三十日の評議員会における村田理事長の「本学に里の他教がある」という発言の内容が、塩山理事により表明される事になったが、これを聞かれた斎藤理事は、何故か様子を要日内容を打明けたのか、理解できず、他言を述べたと言はれる。

二一五(49.8.23)

この二度目の合合で斎藤理事は塩山理事より「不ふ入学は首下学長と山脇教務部長の責任である」との言明より、初め村田理事長への協力要請の旨に再度に白く合議を依頼されたと判断されている。

二の三 昭和五十一年に開催された査問委員会に関連する事項

三〇一(50.2.13)について。

1. ①この投書は「私は今年度多摩美術大学にも受験する者の父兄ですが」と書かれています。

この場合「父兄ですが」とは学生の保護者や三者が言っ別名称で、私は父兄ですがとは通常言はない。父、母、兄、姉、弟と各乗。但し、父兄の三者が代筆との各乗りまは適当な表現である。

② 次に「現在貴大学に在籍している学生を下記の記事より確実な事実を知」とある。

併し、本学に在学している学生が自大学の不名誉を易々と口外することは考えたくない。
③ 更に「その学生が四十八年の合格発表の際に不合格になつてもかかわらず現在なお在籍している事実。この事は決して事務上の過失とは認められず、作爲的に不正が行はれたことは明白であります。」とある。

この「合格発表の際、不合格になつてゐるにもあつた」と言ふことのみに判断したか、或はこの投書を通じて「要請とせよ」と言ふが、「事務上の過失と認められず」とは学外者が何故判断できるのか、更に作偽的になつて行なわれたかどう、学外の者が「明白」と言ふことができるか。

⑦ 引続き「なお私立大学の場合若干の例外、裏口入学等もあることは常識ではあるが、これは補欠入学者のみに許される操作のものと判断いたします。然るにこのケースは、まさに社会常識を越えた不逞であり断じて許さないと信じてゐるものであります」とある。

前述の如く「不合格とすべからず入学した」とのみ言うならば学外者の投書と判断の可能性もあるが、「補欠入学者のみに許される」と表現されること、本学の場合には補欠者は公表しない。補欠者が否か学外者には不明である。この事からも学外者である学内者でも入学手続の操作に精通するもの以外から、この投書を書く情報が入り得ない。事実、村田理事長は裁判の答弁書の中で、この件

No.

昭和 年 月 日

多摩美術大学

につき「本法人大学に關係あると思はれる一兄兄から」という表現を用い、投書の文面による「専ら大学に在校してゐる学生から下記の事について確たる事実を知り」とは大いに異なる。

2. 以上を総合すると、岡田常務理事と山脇理事の相談にたいし、村田理事長が標上入学に全責任を負うと言明した証言と、塩山理事により村田理事長が発言した「悪い義務の内容を為す理事長に説明した」ところを考へ合はせれば、この投書は「村田理事長の指令又は示唆によつてなされたものと判断されるも致し方のない表現がなされてゐる。又、この投書が、理事長・学長から多摩学長以外、即ち学外者が知らぬ旨の数字の理事長にまで、御丁寧にとりこまれて送られたことは、猶更不審を深める。事実、昭和五十二年二月十五日の査問委員会でも、その冒頭にこの投書が発信人不明であることから査問委員会に値するかの問題になつたと答へ申されたもである。

三〇三(その二)夜)について。

村田部長は口頭で、江尾課長は調査命令書による。

三〇三(五〇二四)について

これは藤吉部長および江原課長の証言によるが、村田理事長の命令とは異なる。大学の重要は入試関係資料が学外に持ち出し、考えふまい処で扱われたことによる。三〇四(五〇二四夜)について

査問委員の人数は村田理事長によって定められたが、その選出理由は不明である。入試期間の最中に敢えて強行する程、重要な査問委員の人数であるが、その委員は全学的な委員を必要とし、査問委員の会そのものの設置のしなげを認めない。少なくとも全科より査問委員を選出すべきで、これは全学的な構成を考慮しない。三〇五(五〇二五)について

1. 本学の近くを言え、学外において査問委員の会は開かれた。入試期間中という理由からであるが、入試に全室が提供されることはない。十名前後の会議室は充分に確保出来た。村田理事長は事前調査の結果、確認を得て査問委員の会を招集したが、以上、堂々と学内で開催するのから女子であったと思はれる。

2. 高橋満寿田の教授が出席しなかった理由として、入試期間中であり、他にも當時、教授会、理事会ともに開催決議をしない。査問委員の会に不安を感じ、入試業務を放棄とまゝ出席せぬと陳述があり、又高田中心教授の陳述の中にも、「高橋先生は、入試業務を終了しなければ出席できない」と述べられたと述べられている。

3. 高田委員の長から査問委員の会へ出席要請が寄せられた。四者の内、真下下学長と祐乗坊教授は、三時半頃学外にきて、三時半には、真下下学長は患比寿の自宅で在室、祐乗坊教授は自宅か、高橋への途中であった等と陳述あり、午後三時の時点で出席要請の使者となった。川崎学長を課長による「学内不在の報告」と一致するが、査問委員の会に書かれないなど、行先不明ではなかった。事実、川崎学長は、「西先生の不在の確認のみを、行先調査については固執しません」と証言している。又査問委員の会となった者の内、四名が川崎学長の報告により行先不明と判断したと述べられているが、執拗な

出席要請の文法は採られておらずと思はれる。

山脇教務部長および嶋根学務課長が出席を拒否した事は関係者全員の陳述と一致する。出席拒否した理由は「入試中であること、査問委員会が存在し教授会も理事会も知られていないこと、出向を拒否したいと山脇教授は述べ更に嶋根学務課長の呼び出しに対しては同様の理由で出席拒否させたこと、又直下学長の呼び出しは少なくとも留守を預かす山脇嶋根両氏の許には齟齬を醸成しない」と附加されている。

以上の如く両氏より出席拒否の理由も、両氏共に入試期間中とその重要な職務執行中であるから、査問委員会の出向への拒否を処置を採るべきであったと思はれる。

三〇六(5026)について。

この理事会招集請求書が提出されたのは、各理事に投書の上から送られた事と、高橋理事にも査問委員会の出向への依頼があり、出席要請があった旨が、

理事会の初知ろない査問委員会が村田理事長により設立された事は、各理事にとつて当然の処置と考えられる。又この理事会招集請求書のコピーは川崎学務課長に托されて山脇教務部長より、査問委員会に届けられた。

三〇七(5027)について。

この査問委員会はその答申書の日取後に(なお不正入試について更に究明を付けよう)全口一致の意見をもって承了したとある如く、一日の審議で答申を決議した。これは藤谷査問委員の証言の如く、この日の内に答申書の提出を村田理事長より要請されたことによると思はれる。

三〇八(5028)について。

右の結果、査問委員会からの答申通り、村田理事長はこの日深夜、使者によつて解任解職の辞令を直下、山脇両氏の自室に届けられたのである。一日の審議による答申決議を村田理事長が要求したのは頷ける。

三〇九(5029)について。

1. 高田委員の長が高木助教を介して古田助教より事情聴取したの
 二人の仲の良さを見せしめて高田委員の長は陳述せられた。その結果高
 木高木助教から高田委員の長平野委員の長が大西教授三氏を合で聞
 かへ、高田委員の長は前日の答申決議の裏付けを得て、正式な答申書と
 書く決心をしたと述べた。然し大西教授は高木助教の報告を聞いて
 ないと言はれ、但し古田助教は高木助教の管内に回答せよ、詳しく事は
 記憶にないが、昭和十八年二月九日村田理事長と取り支わした会話内容を
 話した事は憶えていふと証言する。高木助教の陳述によれば古田助教
 から元次郎君が多摩美術大学に在籍していること、又その入試判定会議には
 合格おまじ補欠でなかったが入学を許されたことその他、入学の経緯について約一時間
 話を聞いたと述べている。

然し、この高田委員の長による裏付け調査時には既に直下山脇両氏の解任
 解職の必要なき事となつたが、前夜その解任解職の辞令も既に手交せら

No.

昭和 年 月 日

多摩美術大学

て話をあつた。この高田委員の長が言はれる如く村田理事長の早期
 処分は予測されなかつたといふ事である。

右の如く高田委員の長が答申書の執筆に慎重を期せられたこと、
 正式な答申書の執筆までに、先の古田助教の話を控へ上げて、提出を
 延期したことも調査対象を拡げて更に慎重な審議であつたと思はれる。

2. 瀬島委員が査問委員会に出席したのは油画科長としてこの委員会
 が重大会議であるとの認識からではあるが、会議の内容が納得出来ず、

答申書には捺印しなかつたと述べている。

即ち、査問委員会の答申は出席者全員の意見一致ではなかつたことである。

三一〇(五二六)について。

この次第を告示の指示おまじ査問委員会の任命を否認した村田理事長
 の心理状態は、少なとも告示の撤回を交渉せよと高橋教授には査問
 委員の依頼状と査問委員の会への出席要請を理事長村田晴彦各

No.

送らざるはありては不可解と言はざるを得ない。唯一考えらるることは
告示撤回要求に直接回答を避けたことである。

三二一(50216)について。

この理事会招集請求におき、村田理事長の招集を見送る回答理由は、
これ又、オ三者には不可解であるとか言ふ様がない。

三二二(50216)について。

理事会の預り知らぬ告示であるとして、又一月八日の確認を函確認して
このへらふになつたと思はれる。

三二三、三二四、三二五、

この時点の教授会各位は入試業務に追はれ、又見護るのみの情況に
あつたと思ふ。

三二六(50220)について。

文庫理事長は、学長は直下信一氏であるとして、学長代行を辞退

昭和 年 月 日

多摩美術大学

したのが、学長選挙を行はんとした村田理事長の願は実現した。
三二七(50221)について。

右の結果、この後処分申請がある地裁に提出されることを決定せよと思はれる。

三二八(50223)、三二九(50225)について。

村田理事長が新体制の確立を可成り強行しようとした現はれといか
考えらるるが、このことは、後処分の提訴を決定づけたと考えられる。

三三〇(50227)〜三三五(50210)について。

この三三〇項以下三三五項までの各事項は教授会各位の御記憶に
新々として、特に説明を加える必要はないと思はれる。

第三部 調査事項に対する総合見解

本特別調査委員会は調査対象の主体となつた昭和四十八年度の入学手続きの処理から、この手続きの問題を発生させて、査問委員会が開かれ、その結果、学長および教務部長の解任辞令の発令を見て、訴訟に持込まれ、和解に至るまで、故村田理事長が全般に亘つて何等かの意味で関与されて来たものと思慮する。

三の一 昭和四十八年度多摩美術大学の繰上入学許可に於て。

一 昭和四十八年度入試の学科試験日(二月九日)に村田理事長は古田元次郎君の無条件合格と確約された。この村田理事長の発言は子供可愛による母親の如き情緒的心情から出たものと解され、故に知的な画一処理を必要とする大学入試とは相容れないものである。

二 次が二月二十一日グラフィック入試判定資料作成会議の席上に、村田理事長は使者を遣はして、古田元次郎君の合格取扱い

文を依頼したが、得点不足から、この村田理事長の願いは取り上げられなかった。ここに大学業務の入試に対する村田理事長の干渉が始まり、発展を見る。

即ちこの時までは古田君の入学可能を村田理事長は諦めたが、前述の如き情緒的心情は拒否の形で刺激され、その欲求は更に高まる。

三、この年、入学辞退者の続出から定員不足をきたし、その対応策として岡田常務理事と山脇理事は特別入学許可による補充について、その可否を村田理事長に相談した。

この相談に、村田理事長は即座に古田元次郎君を含む三名の繰上入学を、直下学長の了解を待たず、承諾し、更に学長に責任を負はせようと言明している。これは、この三月の初め、直下学長の辞意を慰留させるべく、岡田常務理事の手による確約書をつくり、理事会と教授会の業務の権限を明確にする

村田理事長は、認り上げたばかりであつて、当然、直下学長にこの件の承諾を求めれば、权限逸脱により拒否される可能性を理事長は察知される虞めと判断できる。

ここで岡田常務理事も山脇理事も確約書の内容を熟知している以上、大要困惑したと想像する。だが、右両理事は後令それか村田理事長の嚴命であつたと、教授会に事後承諾の形で了解を得るのではなく、特別繰上入学許可の可否について理事会の要請として、時向的制約を越えて、教授会の議題として審議すべく努力するべきであらう。

然し、山脇、山脇理事は教務部長として本邦教務課主任に前記三名の繰り上げ入学手続きを進めさせた。しかし、嶋根助教の進言もあつて、山脇教務部長は、各科科長にこの件について内諾を得る電話連絡をし、了承を得て（現在この件の記憶者四名）後、名古屋に

No.

昭和 年 月 日

多摩美術大学

帰宅中の直下学長にこの経過を電話にて報告し、各科科長の了承を得たのを承諾されたいと懇請し、一応、学長の諒解を取り付けたものがある。右の結果は、二十五日教授会に事後報告され、黙認のかたちにはあつたが承諾された。

四、この繰上入学の処置は事後報告故に、何んか教授会の黙認を得たが、勿論、私立大学における縁故者入学許可の社会的通念は存在するとしても、基本的には大学業務のルール違反が根底に残る。

しかし、以上の経緯からすれば、村田理事長の指令から発生したものであつて、事後承諾の形式である、教授会に報告がなされ、了承を得ている以上、この責は解消されたと見るべきである。従つて、後令、不正入学と断定しても、当時の入試判定の責任者である直下学長と山脇教務部長のみの責任とは断定できない。

No.

即ち、當時の学内の状況が村田理事長の強力な体制下にあり、個人の意志表明にブレーキを掛ける働きがあったにしても、この様上入学許可の容認は、教授会を構成する全員の責任である。

わらわらは、深くこの事を反省する必要がある。

附。更に前記特別入学許可者の本学における学業は祐乘坊科長の言によれば、本人の修得さへてあり、その処置については不同に附すのが適当と考えらるる。

猶、今後、寄付金申込み等の為め、や一回の補欠候補者から除外され、(五)の印を附し、教授会の賛成を得て後に、(入)印を得た者については、主責任者委員会の上で年月日を記入し、訂正捺印する手続きも得て訂正することをお願いしたい。

No.

昭和 年 月 日

多摩美術大学

三の二 昭和四十九年の学長選挙前後の経緯について。

一、昭和四十八年三月初旬、直下学長の辞意表明から、村田理事長は理事会と教授会の権限を明確にして大学の運営を討つこと、直下学長との間に、確約書を取り交し、更に停年制によつて事務局長の職も退かねばならぬ結果となつた。

然し、村田理事長は、この大学の創設以来、長年月に亘り経営に努力した経験から、心得を以て経営方針を時代の要請に応じた方法に切替えるには、余りにも大学経営の全責任を一人で背負い過ぎてはたまたまか、前記確約を果し得なかつた。

更に、理事会でも確約書の実行を迫らざるが、逆に村田理事長は理事長既往の経営方法、即ち理事会及び教授会の総べてを一手に掌握して全責任を負う方針を固持しつたと考えらるる。この解釈に基づけば、以後の村田理事長の行動は理解ができる。

No.

二、昭和四十八年末、村田理事長は、明年四月に学長の任期は終了すべしと学長選挙の実施を言明した。

理事会は、村田理事長が、学長の任期を二年として学長選挙を実施すると言明に同意し、その対策を協議中に、村田理事長の資格問題が提起された。ここに理事会を構成する多くの理事と理事長の間に、新たな溝が出来たと思はれる。

三、そこで村田理事長は弁護士に計り、選挙による学長更迭と教務部長及び秘書室長の辞任方法を相談したが、弁護士は学長選挙と村田理事長退任を交換条件とした。幹事の案を示したのが、村田理事長はこの案を承諾せざるを得なかったものと考えられる。

四、その結果、教授会は当時、学長の更迭を必要と認めず、又、任期を限定しない学長選挙規定に反すべしと、協議会及び教授会

には学長選挙に反対した多数の意見もあったが、直下学長の、「理事長が停年退職す意向を示したから」と言う説明により、昭和四十七年の学長選挙と同様にせしめたいとして理解し、教授会は学長選挙の実施を承諾した。

五、依りて学長の任期を二年と限定したとしても、この学長選挙のスケジュールは、直下学長の任期中に決定せし、それに従って新各教科長が評議員会において承認される。その席上でも、右の学長選挙日程につき、誰みかも異議の申出はなされなかった。従って、直下学長の二年任期とする任期終了後に選挙が行はれることも、その選挙手続きには疑問は残らなかつたものがある。

然し、村田理事長は理事長引退後も本学の終身会長として留まる意向を持つ以上、意見の違つた直下学長の再任を見るのは耐えられなかつたと考えられる。そこで直下氏以外の学長候補者

を決定する準備をされて来たと思はれるが、四月廿六日の学長候補者選挙までに適任者が得られなかつたものと推測される。

そこで、この学長選挙はセレモニーであり、且つ直下教授以外には立候補者も存在しなかつたのを、直下教授が選挙会を、表面上は何等異論もなく学長候補者に選出された。

四月三十日、学長候補者の同意について評議員会が開かれたが、ここで評議員有志より、今回の学長候補選挙について異議の申立が村田理事長に提出されること、村田理事長は異議申立の理由八条を読み上げ、この異議申立理由を検討のため、議案審議を一時中止すことと発言した。直後、右異議申立の評議員有志を確認する要求があり、その結果それは村田理事長および塩山評議員の両氏であることが確認され、更に議事進行の動議が提出されたが、塩山議長は評議員会の開会を宣言して議事は打切られた。ここに

昭和 年 月 日 多摩美術大学

直下学長承認手続きの延引が始まり、以後翌年までこの状態が持続されることとなった。

又、この評議員会の席上、村田理事長より「本学には悪い癖がある」と言う内容不明の発言があったが、この時点では、この発言が何を意味するのか、又この内容が如何なる問題に発展するか、大多数の評議員には推測し得なかつたものと思う。

六、同年六月七日、塩山惇臣理事より斎藤彰爾理事に会見の申込みがあり、塩山理事より報告で、「前記「悪い癖」と言う村田理事長の発言は、直下学長および山脇教務部長による不正入学許可を意味する」と斎藤理事は知らされた。次いで八月二十三日、再度、西理事の会見では、右の不正入学許可は直下学長と山脇教務部長の責任であると塩山理事より斎藤理事は聞かされた。この二回に亘り塩山理事の発言の直意は如何なるか判然し

とは斎藤理事にも理解できなかったと言はれ、又塩山理事からは
当委員より会より送った竹岡同書に、現在まで回信が白紙で、右の
真意はこの方からも不明である。

但し、斎藤理事は中立的立場にあり、村田理事長は斎藤理事
に積極的な理事長への協力要請をせよとのことと、現在、同理事は
推測されている。

以上の諸事項から、昭和四十八年度の控上入学評可の件は、真下
学長および山脇教務部長の更迭材料としての可能性につき検討
せられていたとも推察されます。

七、四月三十日の評議員会で村田理事長は、八王子キャンパスの図書館が
完成し、六月末に退任して名誉会長になると表明したが、幾回となく
村田理事長に請求せられた理事会及び評議員会の開催もなく、遂に
八月に図書館は完成したが村田理事長退任の動きもなく、直つ下

学長承認の手續きも行はれなかつた。

この為、斎藤・大西・高橋・山脇および岡田の五名の理事は村田理事長の
資格喪失の確認書を、村田晴彦氏に昭和五十年一月八日、伝達す
るまでの事能心となつたのである。又、同年一月三十一日、前記五名の理事は
理事会の預り知らない村田理事長の独断な行爲につき、その経緯と
本法人の経理より支出するに、承認しないという確認書を村田理事長
に送附し、共に理事会招集請求書が提出された。

ここに於て、村田理事長は、その進退を愈々明確にせざるを得ない
状況に置かれたのであるが、公的な場で話し合いにより事を処理す
る方法を回避し続けた村田理事長は、増々一方的な行動に
その解決を見出すより方法はなかつたものと思はれる。

三。三 昭和五十一年の査問委員会開催経緯とその答申について。

一、昭和五十一年二月十三日、村田理事長に送られて来た投書は、文面の表現と、そのコピーが数名の理事及び祐乘坊科長にまわし居けられた事を考え、併せれば、差出人の「多摩美術大学を受験する者の父兄」と言う表現は、直に実、受験生の保護者たる親、又はそれに近い人か否か可成り疑問である。若し、投書者が、受験生の親又はその相当者であるとすれば、昭和四十八年度の採入入学許可の内容に精通する学内者から聴取しなければ不可能な投書と考えねばならない。

又、この投書から、直下学長は学長を、山脇教務部長は教務部長と共に退き、村田理事長は退任するまでに至ったのであるから、その時点でこの投書者から何等かの心算があつて当然と考えられ、この件が、あつたと聞かれないことも不可解である。

二、然し、直に実、受験生の親からの投書であると判断されるならば、猶更に、村田理事長は、その経営方針から法人業務と大学業務の総べてに亘つて責任を持つ覚悟の上、昭和四十八年度の採入入学許可を指示したのをあきらみ、その責任を内外に明確に表明して、理事長自身が本学の職から退任すれば、この問題は早期に解決されたものと思はれる。

三、次に、二月中旬は入試期間で、八王子校舎では授業のない休暇に入っており、存心等との対応は無くして済むばかりでなく、入試業務で多忙な各教職員には時間的に他を振返える余裕もないが、この時節に、前記の投書があつたことは、村田理事長にとつて、理事会にも教授会にも諮る査問委員会を構成し、入試関係書類を八王子校舎から入手する好期であつた。

この投書のある十三日夜から翌十四日の夜まで一昼夜の間に、村田理事長は入試関係職員をも動員して査問委員会への提出書類を

No.

四、 準備し、査問委員の依頼、同委員会への出席要請を完了した。村田理事長より査問委員を依頼されたのは教員七名、職員三名の計九名で、この内、高橋満寿男教授は依頼された時点で、その議事とすんき内容に、何等情報を入手せず、又、理事会にも教授会にも議題が提出されてない。査問委員会への出席に不安を感じ、出席要請には応じなかった。又、瀬島好正教授は、重大会議であるとの認識から、油虫科長として出席したが、出席委員は全科から選出され、審議内容に納得がゆかず、答申書には捺印しなかった。

五、 査問委員会の決議は直下、山脇西氏の行爲は多摩美術大学教職員任免規則第十八条や五号に該当する事となっている。その理由として、入試判定会議で決定した不合格者を、この入学手続の完了した後、教授会の決定に反し、入学させたところから、この手続が何故行なわれたか、その経緯は解明されてない。

六、 査問委員会が前記入学手続を不し入学と判定した条件。

① ㊦印が押され、入試判定会議で不合格と判定されたにも拘わらず、㊦印が併列されて入学許可の手続がなされている。

② 右の者の得点は入試判定会議で決定した入学最低得点を下回っている故、事務手続上の誤りではない。

③ 従って、寄附金の申込みが多く、合格圏内にあるが、一度不合格とした者を、教授会の承認により、補充に採上げた対象者とも異なする。

④ 江尻教授や二課長の供述によつて、同課長と嶋根助教との会議の内容が披瀝され、その内容から直下学長はこの採上入学処置を容認したと判断した。

⑤ 森教授や一課長の供述によつて、入学通知発送手続終了後、山脇教務部長の指示によりはたなく、不合格の古田元次郎君に入学通知を発送したことが判明した。

No.

⑥ 塩山査問委員の発言から、多摩美術学園の佐々木則之先生の供述を得て、古田元次郎君は、多摩美術学園に入学したが、四月八日に退学願を提出し、不合格であった多摩美術大学に入学したことが判明した。

⑦ 江尻教務主任課長の供述によつて、操上入学手続きが発送される事務員の間で、これが話題になつて、岡田常務理事が「学長も教務部長も皆知つて居た」と述べていたことが判明した。

⑧ 藤谷査問委員が村田理事長に、この事件に關係したか否かを尋ねたところ、大體「今までも教員の子弟の入学について便宜を計りたいと考え、教員に誰かといふ具体的な名もはなから、不合格者の入学は断つて許さない。併し補欠順位決定におつては多少の考慮は考へらる。教員前に油画教員の子弟で不合格になつた者があり、何かならぬかと担当教員より相談を受けたことがあつたが、断つた。……」と言はれたと、その口述記録が提出された。

⑨ 査問委員会に出席要請をした、山脇教務部長および嶋根学生課長からは、出席を拒否され、又直下学長および祐乗材料長は、出席要請をした時点には、両氏共に学外にあり、行方不明であつたが、既に不正行為の事実態は物証及び人証によつて明白である。

七、前記査問委員会の判定条件に対する見解

i ①、②、③の各項については、こゝにその通りである。

ii ④項は、直下学長が操上入学許可の経緯を承知していることは当然であるが、この程度の供述では何故操上入学処置を容認したのかは解明されてない。不正の認定材料としては不足であろう。

iii ④項の江尻教務主任課長の供述について、嶋根助教は本特別調査委員会に対し、以下の如く陳述する。「江尻課長の言はれる、その会談内容は、何回か時期の違つた会談や雑談が結びつけられている。勿論、操上入学に關する会談はあつたが、それが直下学長及び山脇教務部長

を批難する会誌とするのは不当である。それはこの標上入学許可に關して、各科科長に少なくとも電話にて承諾を取りつけるからせうかと、山脇教務部長に進言したのは、入学者名簿の作製を担当しては川崎学長と課長から標上入学を知らされた私だからであり、ついで直下学長が事後止むを得ず承ったことは良く承知している。更にその事情を知っている以上、古田先生を批難したとなどあり得ない」と。

IV ⑤項は山脇教授の陳述と一致する。

V ⑥項は古田助教授の陳述と一致する。

VI ⑦項は当然考えられる。然し同時に村田理事長の名が出ないは不思議である。

VII ⑧項は村田理事長がこの時点で責任を負う意思がなかつたと思はれる。だからこの口述記録は当然だと思ふ。

VIII ⑨項は、藤谷部長の陳述によれば、査問委員会開催の日、即ち昭和五十二年二月十五日の内に総合申請書を提出する条件が村田理事長

No.

より査問委員会に出された。この為、一旦で審議が打切られ総合申請書が提出されたものと思はれる。さもなれば、山脇教務部長及び嶋根学長が出席拒否を表明しても、両氏共入試期間中その重要ポストにあることを考慮すれば、今後何回お呼びしても同じ結果であろうということに、全査問委員の意見が一致して、四氏への説明要求を断念する筈がない。又、査問委員会をより出席要請の使者となつた川崎学長は、直下、祐乘村両氏の学内不在を確認したのみで、両氏の行先調査は固知しないと陳述していることによつても明らかである。

然し、右四氏の説明を求めない為、標上入学許可の処理理由が不明のまゝで終つた。更に、総合申請書の最後に、(なお不正入試について更に説明をづけようべく、全員一致の意見をもつてこれを了承した。)とあるが、少なくともこれを実行に移すべく、総合申請を延期と審議を再開し、正確を期すべきであった。

No.

八、以上の経緯を判了如く、査問委員会の答申書は当事者の説明を一切未聴取のままに、結論を急がしめて提出した点、判定の情報が不足で、公正な判断を疑く結果に終わったと思はれる。

更に、余りにも当然の事ながら、査問委員会の構成した方々の中に、中五土回教授会における特別入学許可の報告を一人でも思い出していたら、査問委員会はその答申内容を要えた筈である。

従って、本特別調査委員会は、査問委員として責任をもつて、答申された方々に、今後斯様な判断に疎漏なきよう慎重な行動を切望し次第である。

No.

三の四 昭和五十一年の査問委員会開催手続について。

一、村田理事長による査問委員会の開催は適法であるという理由を、昭和五十一年三月七日、東京地裁裁判所に提出された答弁書より、その大要を抜粋して左記に述べる。

① 昭和五十一年二月十三日、本法人大学に關係あると思はれる一〇名から昭和四十八年度入学試験に不合格となつた者が後日入学手続を完了した旨のしるしを不正入学事実が投書されたので、右事実の有無の調査を職員に命令した結果、不正入学手続を山脇教授部長が命令し、直下学長がこれを承認した事実が判明したので、九名に査問委員を依頼し、査問委員会を開催した。

② 査問委員会は右の件を審議の結果、直下、山脇両氏は本学の教職員任免規則第十八条やその「教職員として不都合の行爲があつて、査問に付され、解任すべきものと決定したと云ふ」に該当する」と合申した。

No.

③ 右の結果、村田理事長は直下、山脇氏を教職員任免規則第三条の「教職員の嘱任、休職及び解任は、所属長の申請に基いて大学がこれを執行。職員の所属を変更する場合もまた同様である。」および第四条の「本規則における所属長とは各部長、図書館長及び附属学園の部長、大学とは学長及び理事長をいふ」に基き解任した。

④ 右規則第十八条および第十九条に基づき、教授を解任する場合には教授会に諮る必要の旨は、第二十条「第十八条、第十九条及び七号の規定による教職員の解任は部長会に、教授、助教、講師は教授会に諮った上で大学がこれを執行するに基き、これを除く」とあるから明らかである。

⑤ 第三条、第四条により、所属長の申請に基き、学長及び理事長が行う件は、第四条により、教授、部長には所属長が存在しない。又この時、主任は学長も存在しないが、理事長が大学の右における査問に付し、その結果、解任した。

⑥ 大学規則第三条「教員の嘱任、解任は教員任免規則に依り教授会の議決を経て大学が之を執行する」は前④項の理由が要件とせられていない。これは解任については査問に付され、その査問委員会の決定が且取重要の意志決定であるのみならず、教授会の議に付するに基き、しかも適当ではないことによるものである。

⑦ 大学規則第四条（五）項、本学に協議会を置きて各科長をもつて組織する。学長は協議会を召集し、その議長となる。六項、協議会は左の事項を審議する。イ 教授及助教、助手、講師の任免に關する事項（以下は「見」協議会の議が必要と思はれるが、教授会の議も不必要である）
 凡は勿論協議会の議を経る必要はない。

⑧ また前記、第三条、第四条の所属長とは各部長であるから、教務部長を意味するに非ず、山脇氏は学事首であり、直下氏は山脇氏と意見を述べている者であるから、両者が規定に基き申請をすることは期待性が持たず、従って右規定の適用されないところがあるとも、これは正当性を有するものなる。

⑨ 査問委員の選任については、何らの規定はなく従って学校法人内部の事務を統括する理事長がその都度、適当なる人物に委嘱することは當然も違法といつておこなない。

⑩ 直下、山脇両氏に対し査問の場合における陳述の機会を与えないといふが、自からその機会を放棄したものであるから、現実にはこれを拒否する者に対し強制の手法もなからず、右両氏が査問委員の会に出向しなかつたことを捕えて、査問委員の会は違法であるといふ理由にはならない。

⑪ 山脇氏の教務部長職を解任したことに付いて、評議員の会等に認められた事実がないといふが、右教務部長職は教授を前提とする職名である、教授を解任した以上、当然その職も失うものと、本件の場合任免規則第三条(部長、課長、係長事務兼任の解職又は転属は、部長会に、部長は評議員の会に認められた上で大学、これを執行。)は適用される。

二、右の村田理事長による査問委員の会開催の手續は適法であるといふ理由は、一、當てはない。以下その理由を述べる。

一、考は全体的な大綱の説明、即ち基本法と部への詳細の説明、即ち細則と各構成されるが、部への詳しく述べた。ほとんど全体と遊離し易く、難解となる。だから部への詳細の文を立派な説明のように思はれる。如し館くまむ部へは全体を良くする手段をばはるが、部へを下手に強調したり変更すれば、全体即ち基本法が死ぬ危険性がある。

二、本学における大学運営の基本法は多摩美術大学学則であり、次に重要なのは多摩美術大学規則であり、以下細則は多摩美術大学学則に関する細則、多摩美術大学学長選挙規程、多摩美術大学教職員任免規則、多摩美術大学教職員停年規則及び停年規則の三条に基く委任の会規程等々である。

又、本法人運営の基本法は学校法人多摩美術大学学則附行爲である。

iii 即ち、右の大学学則と大学規則及び寄附行序が重要な全体的説明であり、他の細則は部分的説明であり、全体的説明に矛盾するものは許さない。法は公平や平等や安定に重きを置く性質上、特殊な状況に適合する安定や正義を求めるには、明文化した法の背後にある、分限に判断の基準を求めなければならぬ。即ち田嶋の良識と判断力を必要とする。

しかも、大変残念なことに、本学の細部規定は其本法を尊重するといふ前提からは矛盾するものも多く念入っている。従って、特殊な状況において細部規定を運用するには、特に田嶋の良識と判断力を以つてしなければ、大学の運営は危機に瀕する。

この点、現在、本学の諸規則が鏡意由検討されていることは、大変に嬉しい。速やかな改訂を切望する。

iv 以上の法を運用する。基本的態度を以つては、村田理事長の査問委員会開催手続は十分に適法性を欠いたことである。

即ち、細則たる教職員任免規則から査問委員会開催手続の適法性を説き起し、大学規則、大学学則、寄附行序の基本的重要な条件を不必要とする。無理な手法を採用して適法化を認めているが、良識を以つて其本法を適法とするべきな態度でこの件を調査されるれば、村田理事長によるこの査問委員会開催の手続が適法ではないことが明確となる。

即ち、

一 本学の諸規則中には査問委員会設立に関する条文は無く、関係する言葉ごとに見れば、教職員任免規則や八条や五号に「教職員」として不都合の行序がある。査問に付され、解任するものとは決定したときとあるが、査問の言明がある以上、その事実関係調査のための査問委員会を想定するべきであるにも拘らず、この重要な査問委員会の設立手続に本学の諸規則は余りにも無関心であった。

知し、言つたものである。この設立手続は法人にとつても大学にとつても、大変重要な事項である。

2. そもそも教員の任免に関する問題の審議は大学業務であつて、余り法人の業務ではない。即ち、教員の任免に関する、教授会は、固有の本来的な決定権を有する。この事は、学門の自由を定める現憲法下における大原則である。

本学においても其本法の大学学則が四十四条が三項に「協議会はその事務を審議する」とあつて、その項の後に「教授及助教授、助手、講師の任免に関する事項」と明記され、大学規則が三條にも「教員の職解任は教員任免規則により教授会の議決を経て大学がこれを執行し」とその旨定められてゐる。

任免規則は、此ら大学学則、大学規則における教職員の任免について更にその細部を定めたる下部法規定である。従つて

任免規則の十八條はすべて協議会及び教授会の議決を必要とするものである。即ち、同規則が二十條、二十一條および二十二條は注意的説明に過ぎない。特に二十條は「十八條、四十四條及び七十四條の規定による教職員の解任は部長会に、教授、助教授、講師は、教授会に認つた上で大学これを執行し」とあるが、同規則が十八條の「四十四條及び七十四條以外は部長会にも教授会にも認むる必要はない」とは表明されていないのみであり、協議会及び教授会の議決を必要とするものは前提となつてゐるのみである。

従つて協議会及び教授会が何等の関与しなかつた、昭和五〇年二月十五日に開催された査問委員会設立手続は違法なものである。

3. 若し、依に大学業務のみでなく、重要事項故に法人業務としても取り上げるべきだと考えるならば、理事長は法人業務の執行権は有するが、決定権は理事会にあり、理事長にはないのを要する。

査問委員会設置の如き重要事項は本学の寄附行序が素案によつて理事総数の三分の二以上の議決により理事会で決定しなければならぬ。

しかしこの場合におきも館長も日本査問委員会設置の要否を決定するのがある。設置が必要のときは理事会の諮問事項として教授会に回附され審議の上これ又必要と認めるとき初めて査問委員会設置を見ることがなる。その結果始めて査問委員会が委嘱されるのである。

併し、村田理事長は右の手續も踏まはつたのである。

三、以上を総合すると、村田理事長の主張はそもそも言及として成立するものではなく失効である。

ここに、本特別調査委員会は昭和五〇年二月十五日に開かれた査問委員会には違法であつたと判断する。

結い

勿論この査問委員会は、その設置に始まり、訴訟となり、和解に至つたまであり見れば、その和解条項に記述はしてゐる如く、一時は山脇直下、山脇西、村田氏が元の地位にあることが確認され、これと抵触する大学の機関の従前の決定及び措置は全て失効する事となつたことを、査問委員会の答申も失効したと考へられる。

然し、館長も館長も和解により申請人と被申請人とを仲を確認したに過ぎず、多摩美術大学教授会は和解としないもの有りとして、本特別調査委員会はその調査を依頼されたのであるから、これに充つたと言えなく、この調査結果を資料の一端として、教授会の判断を願う次第であります。

今後、斯様な調査委員会の設置を必要としない多摩美術大学であることに、教授会各位と共に努めたいと存じます。

完

昭和五十一年十一月八日

多摩美術大学特別調査委員会

委員 高橋満壽男

委員 上野泰郎

委員長 田中一

多摩美術大学

学長代行 内藤頼博殿

No.

高橋満壽男